平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県姶良市加治木町木田5348番地469
債務者　山元久美子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
福岡市博多区奈良屋町13番16―1004号
債務者　野藤　泰昇
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岩みゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６号
島根県江津市江津町1016番地38
債務者　佐々木雅彦
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松永　直也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２０７２号
福岡市博多区元町１丁目８番６―301号
債務者　高本　隆一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古屋　令枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１００３号
大阪市港区三先２丁目17番10―1425号
債務者　田中　衛子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙尾慎一郎
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４１８号
福岡県宗像市日の里５丁目１番19棟107号
債務者　日髙　政寛
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９２号
埼玉県深谷市武蔵野1867番地１
債務者　金子　　敬
1　決定年月日時　平成26年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第３８５４号
大阪市大正区千島２丁目４番３―305号
債務者　福田　惠子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９６４号
大阪府茨木市彩都やまぶき３丁目１番３―505号
債務者　麻生　良知
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７８８号
大阪市旭区赤川３丁目12番５号　三幸マンション205
債務者　種生　　督
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９０６号
大阪市西淀川区歌島１丁目20番４号
債務者　宮脇　成康
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１９号
大阪市生野区小路１―23―14、住民票上の住所大阪府東大阪市岸田堂西２丁目１番３号
債務者　上田幸雄こと　孫　　永楽
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９２０号
大阪市生野区小路１―23―14、住民票上の住所大阪府東大阪市岸田堂西２丁目１番３号
債務者　上田信子こと　李　　信子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９９号
大阪市淀川区西三国１丁目21番43―502号
債務者　林　　裕貴
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３８１号
大阪市平野区瓜破東２丁目４番３―205号
債務者　南野宗太郎
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３９０号
大阪府寝屋川市香里北之町25―４、住民票上の住所大阪府寝屋川市寿町26番25号
債務者　角谷るみ子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４０７号
大阪府東大阪市菱屋東２丁目17番19号
債務者　小林　幸司
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４８３号
大阪府豊中市刀根山４丁目４番20―517号
債務者　西野　理絵（旧姓程能）
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部